

納税証明書を請求されるみなさまへ

納税証明書交付請求時の押印義務廃止と本人確認について

滋賀県では、**令和6年4月1日より納税証明書交付請求書および納税証明書を代理で交付申請される際の委任状への押印が不要**となりますが、引き続き、納税者の皆様の個人情報および税情報保護を図るため、納税証明書の請求の際には、**窓口においてになった方の確認（本人確認）および書類の記載内容の確認**を行いますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

■注意事項

- ・ **請求者（納税者又は特別徴収義務者／法人の場合は代表者）以外の方が請求する際には、委任状が必要です。請求者の家族や法人の従業員の方が請求される際にも委任状は必要です。委任状を持参されないと、交付できません。**
- ・ 納税証明書交付請求書および委任状には**日中に連絡がとれる電話番号**を記載してください。
- ・ 委任事実等、書類の記載内容を確認するために、連絡をすることや、追加の確認書類の提示をお願いすることがあります。
- ・ **納税証明書は、請求者（納税者又は特別徴収義務者）および代理人のみ請求できます。**

■納税証明書交付請求時に必要なもの

来所者		請求者本人		代理人
請求者※		個人	法人	個人・法人共通
必要なもの	納税証明書交付請求書	○	○	○
	委任状	×	×	○
	本人確認書類 (マイナンバーカード、運転免許証等)	○ 本人であることを確認できるもの	○ 代表者本人であることを確認できるもの	○ 代理人本人であることを確認できるもの
	手数料 (各税目・年度ごとに480円)	○	○	○
	請求者の番号確認書類	○	×	△（個人は 必要 ）
	注意事項	申請前2、3週間以内に県税を納付された場合は領収証書（コピー不可）等の提示が必要となる場合があります。		

※納税証明書の対象者（どなたの納税証明書が必要か）